



## Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識：『グローバル化が進む日本・第3の波の時代です！』
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

11

2017  
Vol.168

たいせい通信のメール配信をいたします。

ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

[info@taiseikeiei.co.jp](mailto:info@taiseikeiei.co.jp)



**大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、  
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。**

- ◆(株)大成経営開発・・・・・・・・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成財産コンサルタンツ・・・・相続相談・終活相談・資金調達運用  
会社売買・生命保険損害保険 <http://www.fzc-souzoku.com>  
(九州相続センター) 不動産・営業支援代理店業
- ◆(株)アップワード エスト保険・・・・・・生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション・・・・・・・・・・居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング・・・・・・・・・・商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

■大成経営総合事務所

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・いしはら社会保険労務士事務所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

**(株)大成経営開発 統括室発行 Tel : 096-377-1101 Fax : 096-377-1114**

## 会長室から、こんど~です

こんにちは

今年もあと2ヶ月です。年末調整の時期がやってきました。

皆様のご自宅に保険会社から控除証明書が送られてきていると思います。

「こんなのいらん」と捨てないでくださいね。この1枚があなたの税金を安くするのですよ。経営者の皆様、社員の皆様にはこのようにお伝え下さい。そして、もれなく回収をお願いします。

以前は扶養に子供を入れられましたが、今は子ども手当をもらっている人は入りません。

ここの仕組みがちょっとわかりづらいと思いますが、、、。

2010年にスタートした「**子ども手当**」は、「**次世代を担う子供の育ちを社会全体で応援する**」という観点で設けられました。子ども手当は中学生以下の子どもを対象として月額10,000円~15,000円で支給されるので、支給対象である子どもの扶養控除はありません。

### ■サラリーマンの税金の計算

#### 給料

— **経費** (給与収入の人収入によって決められている経費、これを所得控除と言います)

= **所得** (サラリーマンの経費を引いた後の金額)

— **基礎控除** (本人)

— **扶養控除** (配偶者や高校生以下の子供や父や母など)

— **生命保険控除、損害保険控除** (火災保険、地震保険)

= **課税所得** (税金計算のもとになる金額)

この金額に税率かけられ税金が決まります

税金が決まった後に住宅所得控除のある人は税金が控除されます

このように、「**皆さんの税金を計算し、最後に毎月お給料から預かっている所得税の12ヶ月分と比べて、年税額より多い場合は還付、少ない場合は徴収を行います**」これが年末調整です。

とても大切で、これをもとに来年の住民税も計算されます。

書類が足りないと、足りないままで年末調整するしかありません。年末は何かと忙しい中ご面倒に思われるかもしれませんが、書類の提出をよろしくお願いします。

年末調整で出来ないことは確定申告でやります。

今後消費税も増税され、納めるべき税金も増えていくでしょう。今後はよく考え、節税をしていかなばなりません。サラリーマンにできることは限られています。会社が儲かれば給料も上がる、このようにしたいです。

ありがとうございました。



(株)大成経営開発会長 近藤記

## 経営まめ知識：『グローバル化が進む日本・第3の波の時代です！』

みなさま如何お過ごしでしょうか？すっかり朝晩冷え込み秋らしくなりました。  
今年は冷夏でしたが、長雨続きです。厳冬の冬が、来そうな気配で師走の足音も聞こえそうですね???

最近いろんな相談を受けて思ったことがあります。  
それは『経営は、その業種の商圈における競争力で決まる』。  
もっと言う『経営は、その業種の垣根を超えた商圈における競争力で決まる』という事です。

まず**商圈**とは何なのか？ 定義は以下のとおりです。

『**商圈とは、店舗等へ集客できる範囲を意味します**』

次に**競争力**とは何なのか？ 定義は以下のとおりです。

『**競争力とは、資源配分の効率性の概念であり、与えられた市場において市場構造が完全競争であると見放される範囲で企業・業種・国家が財やサービスを売買する能力と売上げ利益等の比較を言及する際に広く用いられる用語である**』

なるほどですね！！みなさま自社の「①業種、②商圈、③競争力」をいま一度、再考されたら如何でしょうか？  
時代のスピードと変化が、早いのでこの様なことを想うのでしょうか。  
時代は、ICT（情報通信技術）の影響をうけて世界中でグローバル化の波です。スピードがあり変化が激しい時代です！！各国において業界ごとに優勝劣敗です！！

日本では、事業承継できずに廃業閉鎖と世代交代の波が押し寄せています。一方では、ICTを通じて既存ビジネスを脅かす形で、新しいビジネスも沢山生まれています。

1. **業種とは、何なのか？その存在意義は、どう進化変化しているのか？**
2. **商圈とは、営業拠点により商圈は業種ごとに決まります。またネット販売の場合は、その限りではなく田舎にいても日本や世界を相手に出来ますので、商圈は格段に広がります。**
3. **競争力とは、強みであり時流に乗った商品（サービス）、時流に乗った販売方法です！！つまり売上と利益です。**

毎日・毎月・毎年と国内海外を飛び回っています！！  
世界で外遊しながら時流をつかむ事が、一番大事な仕事みたいですね！！その上でどのように経営するか？  
①どの業種で、②どの商圈で、③どう競争力の源泉を生むのか？  
色々な相談を受けながらこのような事ばかりを考えています！！

最後になりましたが、今年もあと1ヶ月余りになりました。早いものです！！  
みなさまの健闘を祈念します。

（創業の地：熊本県八代事務所より）



会議長ブログ：自由人石本の毘沙門天世界放浪記  
毎日更新しています！是非読んでください！



## いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

### 「共有名義の落とし穴」

不動産を購入、または相続するにあたり、親や兄弟と共有名義にするという事があります。その不動産の事を共有名義の不動産と言い、仮に2分の1ずつの持分であれば、その不動産に対して共有持分をもっているという事になります。

#### 共有名義のメリット

##### ① 住宅ローン控除が夫婦でそれぞれ受けられる。

住宅ローンの年末残高の1%が10年間、所得税と住民税から税額控除できます。夫婦で共働きの場合、夫婦でご自宅を共有名義にされた場合には、それぞれ住宅ローン減税が受けられる事になります。

##### ② 3,000万円の特別控除がそれぞれ受けられる。

夫婦で共有名義にしている自宅を売却する場合、3,000万円控除がそれぞれに受けられる事になります。

##### ③ 住宅取得の為の贈与がそれぞれ受けられる。

住宅取得の為の資金を夫婦それぞれの親又は祖父母から受けられる事になります。

〈契約日と非課税枠〉①は省エネ・耐震対応②は一般住宅です。

- ・平成32年3月31日まで ①1200万円 ②700万円
  - ・平成32年4月1日～平成33年3月31日 ①1000万円 ②500万円
  - ・平成33年4月1日～平成33年12月31日 ①800万円 ②300万円
- その他、暦年贈与枠110万円も併用できます。



#### 共有名義のデメリット

##### ① 共有者の承諾

共有名義の不動産を売却や賃貸する場合等相手の承諾が必要です。

仮に、自分が9割、相手が1割であっても共有名義全員の承諾が必要になりますので注意が必要です。

##### ② 共有者が死亡

共有者が死亡した場合には、相続人での遺産分割が必要です。

仮に、自宅の土地の共有名義人が亡くなった親とした場合、自宅の土地は親の相続財産となり、相続人で遺産分割が必要です。

##### ③ 相続できない不動産

近年、相続登記がされてなく、手が付けられないまま放置してある不動産の問題があります。

原因には

- ・相続登記を忘れてる
- ・争族問題

などが考えられますが、共有名義も放置不動産の一つのキッカケを作る可能性があります。

親が亡くなり、いざ遺産分割をする時、円満な解決の為に不動産を共有名義にしてしまった。

その後、相続人が亡くなり相続人の子が所有者となる。この度はその子が亡くなり等を繰り返してしまうと、所有者が何十人にもなるというケースも考えられます。

それこそ、売るにも貸すにも大変な不動産になりかねません。

#### まとめ

住宅を建てる場合の共有名義はメリットがありますが、相続での共有名義はデメリットの方が多くお勧めしません。もし、共有名義の不動産をお持ちの場合は遺言書の作成や代償財産(それに代わる財産)等の準備も必要です。



岡村泰



**編集後記**：11月になると、秋本来の気持ちよさを十分に感じることができます。10月と同じように、行楽など何をするにも充実した時間が過ごせる月ですね。しかしながら冬の気配も近づいてきて、朝晩の冷え込みは日ごとにきつくなってきています。これから冬に向かって徐々に寒くなってきますので、どうぞご自愛ください。